

○海田町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱

平成23年10月24日告示第90号

改正

平成24年6月14日告示第61号

海田町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関等の支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全とその家族等への支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 徘徊高齢者等の把握
- (2) 地域の関係機関等との緊急連絡体制及び支援体制の構築
- (3) 第5条に規定する事前登録の運用
- (4) 地域における徘徊高齢者等やその家族への支援
- (5) 本事業の普及啓発

(事業の対象者)

第3条 事業の対象とする徘徊高齢者等は、次に掲げる者とする。

- (1) 海田町内に住所を有する概ね65歳以上のものであって、徘徊のおそれのある者
- (2) 前号に定める者のほか、町長が必要と認める者

(地域の支援体制)

第4条 第2条の事業を円滑に実施するため、徘徊高齢者等SOSネットワーク（以下「SOSネットワーク」という。）を構築する。

- 2 SOSネットワークは、海田町、海田警察署、地域の協力機関等から構成するものとする。
- 3 前項の協力機関等は次のとおりとし、海田町とSOSネットワーク事業に関する協定書を締結する。ただし、広島市安芸消防署については協力依頼書をもって、協定書の代わりとする。

- (1) 海田町自治会連合会

- (2) 海田町民生委員児童委員協議会
- (3) 広島市安芸消防署
- (4) 海田町消防団
- (5) 芸陽バス株式会社
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた機関

4 SOSネットワークの円滑な運営及び連携を図るため、必要に応じ会議を開催することができる。

5 SOSネットワークの事務局は、福祉保健部長寿保険課に置くものとする。

(事前登録及び登録の変更等)

第5条 この事業を利用する者は、海田町徘徊高齢者等SOSネットワーク事前・緊急登録票（別記様式第1号）及び同意書（別記様式第2号）により、登録及び同意した者（以下「登録者」という。）とする。

2 前項により登録した内容に変更が生じたとき、又は当該登録を取下げるときは、海田町徘徊高齢者等SOSネットワーク登録変更・取下届出書（別記様式第3号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、登録者の情報を海田警察署に提供するものとする。

(支援要請)

第6条 海田警察署や家族等から、海田町徘徊高齢者等SOSネットワークの登録者の行方不明による支援の要請があったときは、協力機関等に情報を提供するものとする。

2 未登録者についても、緊急時には登録者と同様に対応できるものとする。

3 本人発見等により支援要請が終結した場合は、情報提供を行った関係機関に対し、終結報告を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 個人情報は、海田町個人情報保護条例（平成17年海田町条例第6号）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月14日告示第61号）